

瀬戸内海の環境の保全に関する徳島計画 新旧対照表

【H28.7月時点】	【H28.2月時点】
<p>第2 計画の目標</p> <p>【P2】</p> <p>3 自然景観及び文化的景観の保全に関する目標</p> <p>(1) 瀬戸内海の自然景観の核心的な地域は、その態様に応じて国立公園、国定公園、県立自然公園又は自然環境保全地域等として指定され、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として、適正に保全されていること。</p> <p>【P3】</p> <p>(7) <u>自然海岸については、可能な限り現状よりも減少することのないよう、適正に保全されていること。さらに、これまでに失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。</u></p>	<p>3 自然景観及び文化的景観の保全に関する目標</p> <p>(1) 瀬戸内海の自然景観の核心的な地域は、その態様に応じて国立公園、国定公園、県立自然公園又は自然環境保全地域等として指定され、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として、適正に保全されていること。</p> <p><u>また、自然海岸については、それが現状よりもできるだけ減少することのないよう、適正に保全されていること。さらに、これまでに失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。</u></p>
<p>【P3】</p> <p>第3 目標達成のための基本的な施策</p> <p><u>美しく、生物の多様性・生産性が確保された豊かなとくしまの「里海」づくりのため、実施する施策は次のとおりとする。</u></p>	
<p>【P4】</p> <p>(6) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復</p> <p>○本県海域では水質の改善に伴い、赤潮の発生が減少し、透明度が上昇している。一方で、養殖のアマノリ、ワカメの色落ちや漁獲量の減少が生じている。</p> <p>○健全な水循環機能の維持・回復を図るため、海域と陸域の連続性に留意して、海域においては藻類養殖の生産量を安定的に維持するため、生態系への影響に配慮しながら、<u>その影響や実行可能性を十分に</u></p>	<p>(6) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復</p> <p>●本県海域では水質の改善に伴い、赤潮の発生が減少し、透明度が上昇している。一方で、<u>藻類を育む栄養塩濃度が低下し、養殖アマノリ、養殖ワカメの色落ちや漁獲量の減少が生じている。</u></p> <p>●健全な水循環機能の維持・回復を図るため、海域と陸域の連続性に留意して、海域においては藻類養殖の生産量を安定的に維持するため、生態系への影響に配慮しながら、<u>適切な栄養塩管理を行う必要が</u></p>

<p>検討しつつ栄養塩管理を含め順応的な取組を推進する必要がある。</p>	<p>ある。</p>
<p>【P5】 (8) 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保 ○瀬戸内海の海面及び海岸が清浄に保持されるためには、<u>廃棄物の不法投棄及び不適正処理を防止しなければならない。</u></p>	<p>(8) 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保</p>
<p>【P6】 2 水質の保全及び管理 (1) 水質総量削減制度等の実施 ○水質が改善されたことに伴い、赤潮の発生と被害が減少し、透明度が上昇している。一方で<u>養殖のアマノリ、ワカメの色落ちや漁獲量の減少については、因果関係は明らかではないものの、海域の栄養塩類との関係を指摘する意見もある。</u></p> <p>○<u>赤潮については引き続き関係府県と共同で有害プランクトンの出現動向等を調査するなど、赤潮被害の防止に努めるものとする。</u></p>	<p>2 水質の保全及び管理 (1) 水質総量削減制度等の実施 ●<u>このような水質の改善に伴い、赤潮の発生と被害が減少し、透明度が上昇している。一方で、海水中の栄養塩のうち溶存無機態窒素が、養殖アマノリ及び養殖ワカメの生育に最低限必要な3及び2 μmol/Lを下回り、色落ちの頻度が増加している。また、栄養塩濃度の低下に伴い多くの魚介類の生産量が減少している。</u> ●<u>海域の窒素・りん管理は全窒素・全りんで行われているが、生物生産を考えた場合には全窒素・全りんに加え、溶存無機態窒素・りんを考慮した水質管理施策が必要である。</u></p>
<p>【P7】 (4) 有害化学物質等の低減のための対策 ○<u>水質汚濁防止法で定める有害物質を使用している事業場に対しては、有害物質を使用・貯蔵等する施設からの漏えいを防ぐため、立入調査の実施等により、事業者の自主管理体制の向上を促すものとする。</u> ○<u>有害性のある化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき排出量の把握、管理を促進するとともに、化学物質の適正利用に向けて、広く県民に対する周知・啓発を推進する。</u></p>	<p>(4) 有害化学物質等の低減のための対策 ●<u>有害性のある化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき排出量の把握、管理を促進する。</u></p>
<p>【P9】 3 自然景観及び文化的景観の保全 (3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全</p>	<p>3 自然景観及び文化的景観の保全 (3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全</p>

<p>○徳島・兵庫両県が連携し、世界最大級の大きさを誇る「鳴門の渦潮」の世界遺産登録を目指し、「兵庫・徳島『鳴門の渦潮』世界遺産登録推進協議会」を立ち上げた。協議会では、「鳴門の渦潮」の文化的・自然的な価値を証明するための学術調査や、周辺環境の保護・保全措置について検討を進めていく。</p>	<p>●徳島・兵庫県両県で「鳴門の渦潮」世界遺産登録推進協議会を立ち上げた。世界一の大きさを誇る鳴門の渦潮の世界遺産登録に向け、自然的・文化的側面からの調査研究や環境を守る方法などを検討を進めていく。</p>
<p>【P11】 (6) 島しょ部の環境の保全 ○伊島に自生する稀少植物「ササユリ」の球根の移植等、保護活動にも取り組んでいる。</p>	<p>(6) 島しょ部の環境の保全 ●伊島に自生する稀少植物「イシマササユリ」の球根の移植等、保護活動にも取り組んでいる。</p>
<p>【P12】 5 基盤となる施策の推進 (2) 環境保全に関するモニタリング、調査研究及び技術の開発等 ○徳島県立保健製薬環境センターでは環境保全に関する調査、徳島県立農林水産総合技術支援センター等においては水産動植物の生息環境及び増殖技術開発に関する研究を進めている。</p> <p>これまで、河川・海域の汚染物質に関する研究、浅海定線の海洋観測、赤潮調査、栄養塩のモニタリング調査と藻類養殖業者への栄養塩情報提供、栄養塩減少に伴う養殖藻類の色落ち対策研究、自然環境保全調査、森林病害虫防除新技術に関する研究等を実施しているが、今後とも、国、市町村、関係機関等との連携の下に、瀬戸内海の環境保全と水産動植物の生息環境に資する調査研究及び技術開発に努めるものとする。</p>	<p>5 基盤となる施策の推進 (2) 環境保全に関するモニタリング、調査研究及び技術の開発等 ●徳島県立保健製薬環境センター、徳島県立農林水産総合技術支援センター等において、環境保全に関する調査研究及び技術開発を進めている。</p> <p>これまで、河川・海域の汚染物質に関する研究、浅海定線の海洋観測、赤潮調査、栄養塩のモニタリング調査と藻類養殖業者への栄養塩情報提供、栄養塩減少に伴う養殖藻類の色落ち対策研究、自然環境保全調査、森林病害虫防除新技術に関する研究等を実施しているが、今後とも、国、市町村、関係機関等との連携の下に、瀬戸内海の環境保全に資する調査研究及び技術開発に努めるものとする。</p>
<p>【P15】 第4 計画の点検 この計画の点検の際には、水質及び底質の汚染状態を示す項目、水温等のほか、次の指標を用いて取組の状況を把握するものとする。</p> <p>なお、数値化しにくい要素を含む取組に関しては、具体的な施策の実施事例等により取組の状況を把握するものとする。</p> <p>※指標を追加</p>	